第17回情報公開委員会検討部会議事概要

平成25年 7月29日 独立行政法人日本原子力研究開発機構

- 1. 日 時 平成25年 6月11日 (火) 10:15~11:30
- 2.場 所 八重洲ダイビル 第二会議室 (東京都中央区京橋1-1-1)
- 3. 出席者 部会長 鈴木 秀美 大阪大学大学院 高等司法研究科 教授

委員 碧海 酉癸 消費生活アドバイザー

委 員 淺田 正彦 京都大学公共政策大学院 教授

委員 高後 元彦 弁護士

委 員 西土 彰一郎 成城大学大学院 法学研究科 准教授

委員 山本 康典 日本原子力文化振興財団 フェロー

4. 議題及び配付資料

- (1) 開示請求対応状況について
 - ①機構が寄附を行った団体と個人の名称、月日がわかる文書-----[部会 17-1]
 - ②除染モデル実証事業における支払額及び内訳-----「部会 17-2]
 - ③講座受講生への真砂寮貸与の条件の根拠となる規定------[部会 17-3]
 - ④関東信越厚生局からの受領文書及び関東信越厚生局への提出文書--[部会 17-4]
 - ⑤厚生年金保険法施行規則29条2項に基づき事業主が被保険者等に通知した日を明らかにすることができる文書-----「部会17-5
- (2) 第16回情報公開委員会検討部会議事概要について -----「部会 17-6]
- (3) その他

5. 議事要旨

(1) 開示請求対応状況について

主管部署及び事務局から、資料(部会17-1~部会17-5)に基づき、開示請求対応状況について説明があり、委員から以下の質問がなされた。

なお、部会17-4及び部会17-5については決定に対し異議申立てを受けており、現在、情報公開・個人情報保護審査会に諮問中である。

[除染モデル実証事業における支払額及び内訳に関する文書]

- (委員) 契約の内訳金額について、第三者照会も踏まえ、2社については不開示、 1社については開示としたとのことであるが、それは開示請求者からすると 疑問に感じるのではないか。
- (機構) 全部開示を妥当とする明確な論拠がない一方で、不開示とする必要がない といっている社に対しては、その意見を尊重する形となった。

支払金額については、契約金額を上限としており、契約金額を超えたものについては、企業の自己調達金ということとなっている。企業にとっては株主への説明責任等もあり、責任経営上の機微情報と言えると判断した。

また、委託額はすでに公表されており、他の情報と照らし合わせるとわかる情報も含まれているため、これらがわからないように不開示とする必要があった。

答申においても、委託事業は委託元の本来業務であるため、委託元が公的な機関である場合にその透明性は強く求められることが前提であった。その上で、契約金額については、総額は開示すべきとあるものの、内訳については、そこまでは言えないというのが支配的な判断であった。

(委員) ますます透明性の確保に努めてほしい。

(機構) 拝承。

[講座受講生への真砂寮貸与の条件の根拠となる規定に関する文書]

- (委員)原子力人材育成センターにおける研修が5日間以上の場合に、宿泊施設と して機構の寮を有償貸与していることについては、あくまで慣行であるとい うことか。
- (機構)募集要項で定めており、同センターの公開ホームページ上で周知しているが、それ以外には、文書という形で一切存在していないものである。

[厚生年金保険法施行規則29条2項に基づき事業主が被保険者等に通知した日を明らかにすることができる文書に関する文書]

- (委員) 不開示にした理由として、「特定個人に関する機微な情報が記載されており、これらを公にすると特定個人の権利利益を害するおそれがある」と記載されているが、個人識別部分を不開示とするのであれば、特定個人の権利利益を害することはないのではないか。すべてを不開示とする必要があったのか。
- (機構)過去の答申を見たところ、給与明細の類は、カルテ等と同じような性格を 持つと位置づけられ全部不開示となっている例も多く、また、機構職員一般 (労働者)の権利利益の侵害であるという答申等を踏まえ判断した。
- (委員) 不開示理由の記載としては、「特定個人」ではなく、「機構職員一般」等 の記載の工夫が必要だったのではないか。

(機構)拝承。

(2) 第16回情報公開委員会検討部会議事概要について

事務局から、資料(部会17-6)に基づき、第16回情報公開委員会検討部会議 事概要について、報告があり、確認がなされた。